

地域の人と農地の問題 を解決しませんか？

地域の皆さんで話し合って
農地中間管理機構
を活用しましょう

農業者の皆さんにお聞きいたします。

○ あなたの地域で、次のような 課題を抱えていませんか？

- ✓ リタイアする農家の増加や、農業者の高齢化が進んでおり、将来の担い手はとても少ない。
- ✓ 耕作放棄地が増えてきている。
- ✓ このままでは、地域農業の将来は大変なことになる。

○ また、あなた自身の経営を 今後どうしていくおつもりですか？

- ✓ 農地を貸したいが、貸す相手がみつからない。
- ✓ 後継者の見込みがないので、自分で耕作できるうちは農業をやるが、その後のこととは考えていない。
- ✓ 農地の受け手となり、規模を拡大したいが、なかなかうまくいかない。
- ✓ 分散している農地をまとめたいが、なかなかうまくいかない。

農業者の皆さん、

- 皆さんと同じように
**「人と農地の問題」を抱えた地域の中には、
その解決への取組を進めた地域が
全国各地で着実に増えてきています。**
- そのような地域がたどったステップは、
**一つ目、危機感の共有
二つ目、徹底した地域の話し合い
三つ目、農地中間管理機構の活用** です。
- 三つのステップは、先進的な地域だけが取り組
める特別な手法ではありません。
**地域の皆さんで手を取りあえば歩んでい
ける取組です。**

ページをめくり、
三つのステップを是非ご確認ください。

一つ目、危機感の共有です

○ 解決を進めた地域でも、次のような状態から始まりました。

(1) 地域農業の将来は不安。

- ・ 高齢者が多く若手農業者がほとんどいない
- ・ 農地を安心して任せられる担い手がとても少ない
- ・ 耕作放棄地が増えている

(2) 一方で、自身の農業経営について、具体的な考えは固まっていない。

- ・ 高齢であり近いうちに農業から引退すると思うが、その後のことは考えていない
- ・ 耕作放棄地があるが、その解消までなかなか手が回らない

(3) いわば、総論と各論がミスマッチを起こしています。

○ このままでは地域の人と農地の問題解決は進みません。

地域農業の将来への危機感を地元の皆さんで共有し、行動を起こすこと、それこそが解決への第一歩です。

○ しかも、平成28年度から、遊休農地を放置していると、固定資産税が重くなります。逆に農地中間管理機構に貸すと従来より軽くなります。

※ 遊休農地を放置している場合は、農業委員会が農地中間管理機構と協議すべきことを勧告することとしております。この勧告を受けた農地は、固定資産税が通常の約1.8倍になります。
また、所有する全農地(10a未満の自作地を残した全農地)を、新たにまとめて、農地中間管理機構に10年以上の期間で貸し付けた場合は3年間、15年以上の期間で貸し付けた場合は5年間固定資産税が1/2に軽減されます。

○ いまこそ、地域の皆さんで危機感を共有し、人と農地の問題解決に向けて話し合いを行ってみませんか？

危機感を共有できたら、
二つ目、徹底した地域の話し合いで

二つ目、徹底した地域の話し合いです そして、その成果をまとめるのが 「人・農地プラン」です

○ 「話し合い」の始め方

(1) 担い手である農業法人・認定農業者・新規就農者等、農地の貸し手である農地持ち非農家・高齢農家等を含め、多くの方に参加してもらいましょう。
市町村や農業委員会と連携して始めるとよいでしょう。

(2) 地域の人と農地の問題を解決するための方法について話し合いましょう。

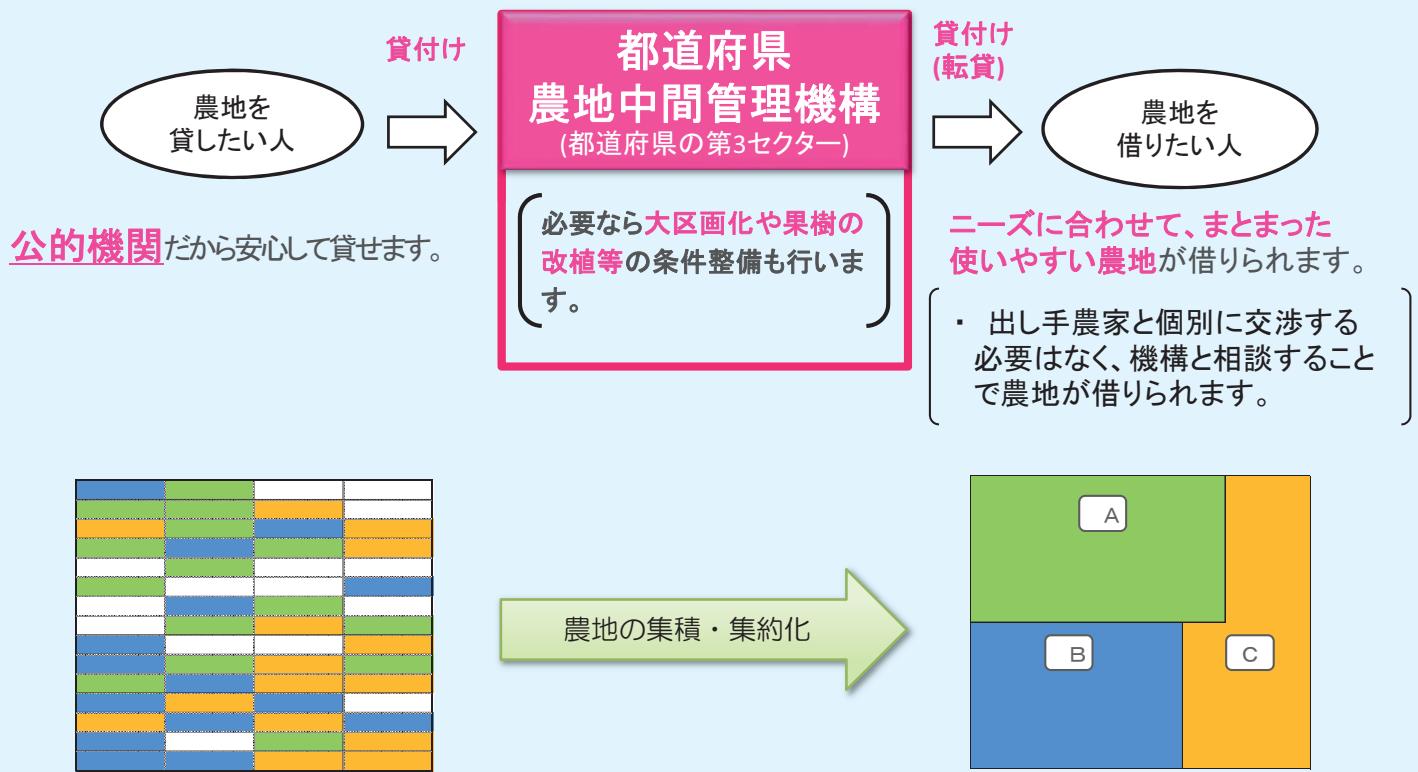
- ✓ 地域の将来の担い手は十分いるか
- ✓ 担い手が十分いない場合、どうやって担い手を確保するか
- ✓ 担い手にどうやって農地利用を集積・集約化していくか ←
- ✓ リタイアする人は、農地をどうしたらよいか ← 農地中間管理機構がお役に立ちます

- 話し合いの成果は、市町村が皆さんと協力して「人・農地プラン」としてまとめます。それは、具体的な「未来の設計図」です。
- 「人・農地プラン」は一度作っておしまいではありません。
毎年、人は歳をとります。農地の状況も変わります。
毎年、皆さんで話し合う機会を持ち、ぜひプランをよりよいものに見直しましょう。
- 農地の貸し借りで担い手に農地利用を集積・集約化する際には、農地中間管理機構の出番です。

三つ目、農地中間管理機構の活用
については次のページです

三つ目、農地中間管理機構の活用です

- 機構は「信頼できる農地の中間的受け皿」です。



- 機構は公的機関だから安心して貸せます。

- ・賃料は確実に支払われます。
- ・耕作放棄地になる心配もありません。
- ・転貸先の農家と個別に交渉する必要はなくなります。

- 機構はこのようなときに活用できます。

リタイアするので農地を貸したいな！ と思ったら・・・
耕作放棄地を解消したいな！ と思ったら・・・

→ 機構に農地を貸して下さい。お借りした農地は機構が担い手に転貸します。

利用権を交換して分散した農地をまとめたいな！ と思ったら・・・

→ 関係者がそろって機構に農地を貸して下さい。
機構が担い手の使いやすい形にまとめて転貸します。

○ 地域ぐるみで機構を活用することで、地域の理想的な農地利用が実現しやすくなります！

○ 機構を通じた取組を後押しするための支援措置も用意しています。

- ✓ 農地中間管理機構への出し手に対する機構集積協力金
- ✓ 農地中間管理機構への出し手に対する課税の軽減措置
- ✓ 基盤整備に対する支援
- ✓ 金融支援、農業用機械等の導入支援など

詳細は、13ページへ

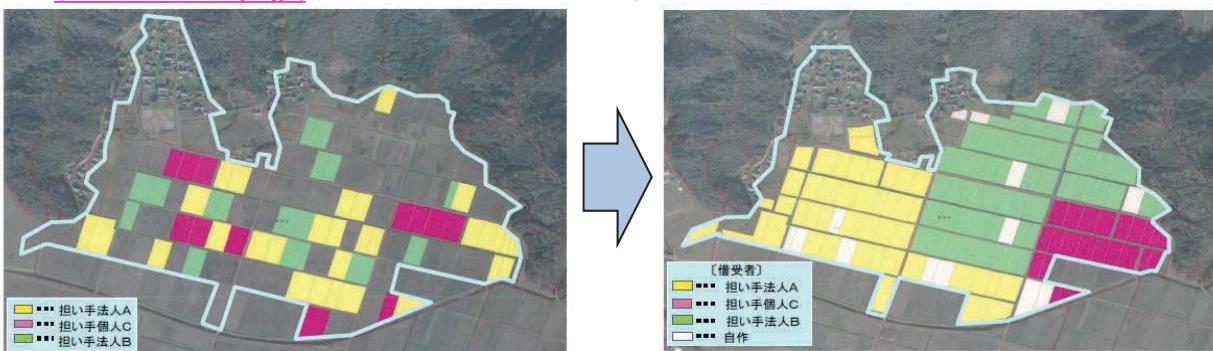
○ 皆さん、人と農地の問題解決のため、
地域で危機感を共有し、
徹底した話し合いを行い、
地域農業の将来像を描き、
その実現のために
農地中間管理機構を活用しましょう！

○ まずは、
市町村、農業委員会 等
農地中間管理機構、都道府県
農林水産省 にご相談ください。

農地中間管理機構の活用事例

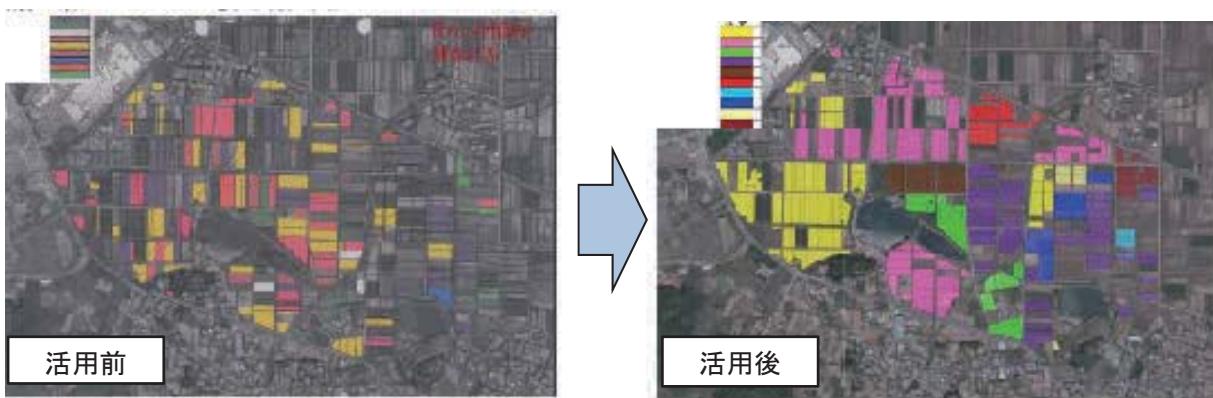
事例① 「集落外の若手農業者等への集積」（福井県若狭町東黒田地区）

- 中山間の水田地帯に位置する当地区は、農家の高齢化と担い手不足により、集落内の農地の維持が困難となっていました。
- このため、町と農地中間管理機構が中心となり、将来の地域農業のあり方にについて、集落内の農家や集落外の担い手との話し合いを繰り返し行いました。
- その結果、農地中間管理機構を活用し、集落外の若手農業経営者を含めた3つの担い手に集積することとなりました。



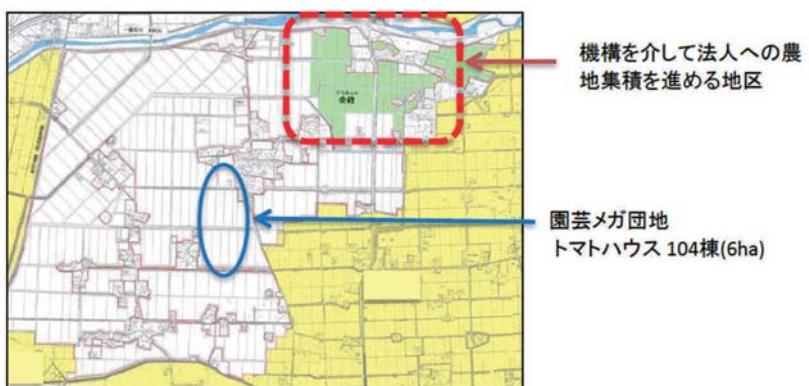
事例② 「利用権を交換し、農地の団地化を実現」（埼玉県美里町広木・駒衣地区）

- 当地区では、担い手が比較的多い状況であったものの、分散錯雑の状態であり、移動時間が大きいなどの経営上の課題を抱えていました。
- このため、町、農業委員会、JAと担い手が打ち合わせを重ねた上で、担い手が主体的に出し手へ働きかけた結果、農地中間管理機構を活用し、それぞれの利用権を交換することで、農地の団地化を実現しました。



事例③ 「園芸メガ団地の整備を機に農地利用を再編」（秋田県大仙市金華地区）

- 平場の米作地帯に位置する当地区では、これまでの米偏重からの脱却を図るため、園芸メガ団地(トマト)の整備と基盤整備による大区画化を併せて進め、効率性・収益性の高い米・大豆・園芸作物の複合経営の確立を目指しています。
- 基盤整備を機に設立された法人に農地中間管理機構を活用して農地を集積し、効率的な米作りを実現するとともに、余った人手(出し手農家)は園芸メガ団地で雇用先を確保しています。



このほかにも、

- ① 基盤整備実施後に、新規就農者を含めた若い担い手に集積した地域
- ② 数十haの耕作放棄地を再生し、農業生産法人に集積した地域
- ③ 高齢化が進み、担い手が不足していたため、地域外の企業への農地集積を進めている地域

など、各地域の人と農地の問題に応じて、農地中間管理機構の活用が進んでいます。

このような優良事例については、
農林水産省のホームページで紹介しています。

※ 農林水産省 → 組織・政策 → 経営局
→ 農地中間管理機構でアクセスできます。

(人・農地プランの参考様式)

人・農地プラン

市町村名	集落／地域名	当初作成年月	更新年月(1回目)	更新年月(2回目)	更新年月(〇回目)

1. 今後の地域の中心となる経営体(担い手)

属性	経営体 (氏名)	経営者・ 代表者の 年齢	構成員 (従業員)	後継者の有 無	現状 〔平成〇〇年度〕		計画 〔平成〇〇年度〕		農地中間 管理機構 からの借 入希望の 有無	新規就農・ 6次産業化・ 高付加価値化・ 複合化・ 低コスト化・ 法人化 等の取組	取 組 年 度	活用が見込まれる施策			
					経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数等)	経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数等)				青年就農給付 金(開始型)	スーパー 資金の 金利負担 軽減措置	経営体 育成支 援事業	その他 ()
認農法	A法人 (a氏)	才	2 (5)	名				ha		○					
集	B集落営農組合 (b氏) 認農：c氏 認農：d氏	才	22 (15)	名				ha		○					
認就	E氏	才	3 (1)	名				ha		○					

【記載上の注意】

- ※「今後の地域の中心となる経営体」には、規模拡大による経営の効率化、6次産業化による農畜産物の高付加価値化、経営の多角化・複合化など地域農業の発展を牽引する経営体や将来こうした役割を担うであろう新規就農者等を記載します。また、認定農業者、大規模経営体、農業法人及び広域で営農する農業者がいれば、それらの経営体の意向を確認した上で、地域の中心となる経営体として位置づけます。
- ※「属性」には、認定農業者は「認農」、法人は「法」、集落営農は「集」、認定就農者は「認就」と記載します。
- ※「経営体(氏名)」には、法人経営、集落営農など組織経営体の場合は、その組織経営体の名称を記載し、下段括弧書きで組織経営体の代表者名を記載します。集落営農の構成員である認定農業者については、その全ての認定農業者の「認：氏名」を記載します。
- ※ 計画欄については、現状から概ね5年程度を記載する。(以下の計画欄についても同じ。)
- ※「新規就農・6次産業化……等の取組」には、経営発展のために今後取り組もうとする内容に合致する取組を選択し記載します。
- ※「その他」には、6次産業化支援事業、強い農業づくり交付金(経営資源有効活用対策事業)、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金など、活用が見込まれる関連施策がある場合に記載します。
- ※「備考」には、活用する県単独事業などの施策の内容、経営発展に向けて取り組む内容で特筆すべき事項等があれば記載します。

1を踏まえて該当するものに○

2. 1から見た地域における担い手の確保状況

担い手は十分確保されている／担い手はいるが十分ではない／担い手がない

3. 将来の農地利用のあり方

取組事項	対応	該当する取組事例に「○」を記入(複数可)
担い手に集積・集約化する		
担い手の分散錯闇を解消する		
新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する		
耕作放棄地を解消する		
その他 [右欄に自由に記載]		

4. 3についての農地中間管理機構の活用方針

取組事項	対応	
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける		
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける		
相手の分散錯園を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける		
その他 [右欄に自由に記載]		

該当する取組事例に「〇」を記入(複数可)

5. 近い将来農地の出し手となる者と農地

[国、都道府県に報告する場合は、農業者名を記載しますが、集落・地域で使用する場合は匿名とすることができます。]

近い将来農地の 出し手となる農業者 (氏名)	年齢	現状 〔平成〇〇年度〕		計画 〔平成〇〇年度〕		利用しなくな る 農地面積	農地中間管理機構への貸付け希望の有無	
		経営内容 (作目)	経営規模の合計 (ha、頭数等)	経営内容 (作目)	経営規模の合計 (ha、頭数等)		農地面積	貸付時期
	才		ha		ha	ha	ha	
	才		ha		ha	ha	ha	
	才		ha		ha	ha	ha	
	才		ha		ha	ha	ha	
	才		ha		ha	ha	ha	

※ 筆ごとの具体的な貸付等の計画がある場合は、「別紙:近い将来農地の出し手となる者の農地」に記載します。

6. 今後の地域農業のあり方

今後の地域農業のあり方(地域の中心となる経営体とそれ以外の農業者を含めて)

取組事項	対応	コメント
生産品目の明確化		
複合化		
6次産業化		
高附加值化		
新規就農の促進		
その他の []		

別紙:近い将来農地の出し手となる者の農地

近い将来農地の 出し手となる者 (氏名)	耕地地番	地目	地名、地番、大字、 字、集落番号	貸付等の区分(m ²)			貸付等の 予定年度	農地中間管理機 構への貸付を予 定
				貸付	作業委託	売渡		

【記載上の注意】

※ 「5. 近い将来農地の出し手となる者」ごとに記載します。

※ 国、都道府県に報告する場合は、農業者名を記載しますが、集落・地域で使用する場合は匿名とすることができます。

※ 農地利用図の添付は必須ではありません。

(人・農地プランのアンケートの例)

地域農業の将来（人と農地の問題）に関するアンケート調査 (イメージ)

○○市

この地域の農業に関して、みんなで考えましょう。

- ◇ 全国の農業をめぐる状況をみると、高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などで、5年後、10年後の展望が描けない地域が増えています。皆さんの集落・地域はいかがでしょうか。
- ◇ この集落・地域に暮らす農家の皆さんに、農業の将来、特に、どのような経営体が中心となって地域農業を引っ張っていくのか、どうやって中心となる経営体に農地を集めしていくのか、といった「人と農地の問題」について、真剣に考えていただきたいと思います。
- ◇ 今後、この集落・地域の皆さんに話し合っていただく予定ですが、このアンケートはその際の参考資料を準備するためのものです。あなたの家の経営主だけでなく、奥さん、息子さん、お嫁さんなど、農業に関わっている方がお一人ずつ回答して下さい。（該当欄に「○」を記入して下さい。）

Q 1 あなたの集落・地域の農業（人と農地）は、放っておくと10年後にどのようにになっていると思いますか。

- ① 問題ない状態（耕作放棄地は発生せず、各世代の農業者によって持続的な農業が営まれている）
- ② 次のような問題を生じている
 - [問題と思われる課題を回答して下さい。(複数回答可)]
 - ②-(1) 農地が利用されず耕作放棄地が増加する
 - ②-(2) 地域を支える安定した経営体（個人・法人・集落営農）がいない
 - ②-(3) 若年の農業者が減少し、高齢化が一層進む

Q 2 あなたの集落・地域には、現在、今後の地域農業の中心となる経営体（個人・法人・集落営農）がいますか。

- ① 次のような経営体がいる
 - [いると思う経営体を選択して下さい。(複数回答可)]
 - ①-(1) 個人経営
 - ①-(2) 法人経営
 - ①-(3) 集落営農
- ② いない

Q 3 あなたの集落・地域の農業（人と農地）を持続可能なものとするために、今後どうしたらよいと思いますか。

- ① 何もしなくてよい
- ② 存在する地域の中心となる経営体（個人・法人・集落営農）に農地を集積し、そこに青年就農者（新たに就農する若い人）が参加していくことが必要
 - [集積の対象として適当と思う経営体を選択して下さい。(複数回答可)]
 - ②-(1) 個人
 - ②-(2) 法人
 - ②-(3) 集落営農
- ③ 今後、地域の中心となる経営体を創出し、そこに農地を集積したり、青年就農者が参加したりすることが必要
 - [地域の中心となる経営体の候補を選択して下さい。(複数回答可)]

- ③-(1) 集落内の個人
- ③-(2) 集落内の法人
- ③-(3) 集落営農
- ③-(4) 集落外の個人・法人
- ③-(5) 一般企業

Q 4 あなたの集落・地域に青年就農者（新たに就農する若い人）が入ってくる必要があると思いますか。

- ① 特に必要ない（既に必要数の青年農業者がいる）
- ② 現在は必要としていないが、将来を考え早い段階で確保する必要がある
 - ②-(1) 青年就農者の候補はいる
 - ②-(2) 青年就農者の候補はいない
- ③ 今すぐ確保する必要がある
 - ③-(1) 青年就農者の候補はいる
 - ③-(2) 青年就農者の候補はいない

Q 5 あなた自身の経営（個人・法人・集落営農）は、地域の中でどういう位置付けだと思いますか。

- ① 地域の中心となる経営体である
- ② 今は地域の中心となる経営体ではないが、将来的には目指していく考え
- ③ 今は地域の中心となる経営体ではなく、将来的にも考えていない

Q 6 あなた自身の経営（個人・法人・集落営農）を今後どうしていくおつもりですか。

【Q 6-1 農地に対する考え方】

- ① 農地の受け手となり規模を拡大していく
 - ② 現状維持
 - ③ 農地の出し手となる
-
- ③-(1) 農地中間管理機構に貸し付ける
 - ③-(2) 農地中間管理機構には貸し付けない

【Q 6-2 後継者に対する考え方】

- ① 後継者の目処はついている

[後継者の候補を選択して下さい。]

- ①-(1) 経営主の家族
- ①-(2) 法人の役職員
- ①-(3) 集落営農の構成員
- ①-(4) その他

- ② 後継者の目処はついていない

取組を後押しするための支援措置

1 農地中間管理機構への出し手に対する支援（機構集積協力金）

地域における話し合い（人・農地プラン）に基づき機構にまとまった農地を貸し付けた地域や、農地を貸し付けて担い手への農地集積・集約化に協力する農地の出し手の皆さんに、機構集積協力金を交付します。

詳細な内容（単価等）については、各都道府県が地域の実情に応じて定めます。

支援措置

1. 地域に対する支援

機構にまとまった農地を貸し付ける地域に対する支援（地域集積協力金）

※ 地域集積協力金は、地域が都道府県、市町村と相談の上、地域農業の発展に資すると考えられる方法で自由に使用することができます。

2. 個々の出し手に対する支援

- 経営転換・リタイアする場合の支援（経営転換協力金）
- 農地の集積・集約化に協力する場合の支援（耕作者集積協力金）

2 農地中間管理機構への出し手に対する課税の軽減措置

所有する全農地（10a未満の自作地を残した全農地）を、まとめて機構に10年以上の期間新たに貸し付けた場合、当該農地に係る固定資産税が2分の1に軽減されます。

対象は、平成28年度以降に機構に貸し付けた農地で、平成29年度に納付する固定資産税から軽減されます。

軽減期間

- ①15年以上の期間で貸し付けた場合には、5年間
- ②10年以上の期間で貸し付けた場合には、3年間

3 農地整備事業と連携した担い手への農地集積・集約化

農地中間管理事業のモデル地区内の事業について、公共予算の農地整備予算を優先して配分します。また、農地中間管理機構のみを対象に簡易な基盤整備を行う非公共の予算（農地耕作条件改善事業）が創設されています。

支援措置

1. 農地中間管理事業のモデル地区への優先配分（公共予算）

- ① 本格的な基盤整備事業である「農業競争力強化基盤整備事業」
 - ② 簡易な基盤整備事業である「農業基盤整備促進事業」
- については、農地中間管理事業のモデル地区内の事業に優先して配分。

2. 農地耕作条件改善事業（非公共予算）

農地中間管理事業の重点実施区域等において、区画拡大や暗渠排水等の簡易な基盤整備等を支援。

4 認定農業者など地域の中心となる経営体の皆様への支援

(1) 金融支援（スーパーL資金の金利負担軽減措置）

人・農地プランの中心経営体(*)として位置付けられた認定農業者や、農地中間管理機構から農地を借り受けた認定農業者は、（株）日本政策金融公庫（沖縄県にあっては、沖縄振興開発公庫）が貸し付けるスーパーL資金が貸付当初5年間、実質無利子になります。

償還期限 25年以内(うち据置期間10年以内)

貸付限度額 個人：3億円(複数部門経営等は6億円)
法人：10億円(常時従事者数に応じ20億円)

(2) 農業用機械等の導入支援（経営体育成支援事業）

人・農地プランの中心経営体(*)や、農地中間管理機構から農地を借り受けている方の農業用機械や施設の導入を支援します。

支援措置 融資を活用して農業用機械等を導入する際、融資残について補助金を交付

補助率 事業費の3／10以内

5 新規就農者への支援（青年就農給付金（経営開始型））

人・農地プランの中心経営体(*)として位置付けられた新規就農者や、農地中間管理機構から農地を借りた新規就農者を対象に、給付金を給付します。

給付対象者 「人・農地プラン」に位置付けられた方(見込みも可)または農地中間管理機構から農地を借りた方で、原則45歳未満の認定新規就農者(***)

給付額 最大150万円／年(最長5年間)

* 「人・農地プランの中心経営体」とは？

→ 人・農地プランにおいて、今後の地域の中心となる経営体として位置付けられた方のことです
(人・農地プランの『参考様式－1』(9ページ参照)に記載された方)。

* * 「認定新規就農者」とは？

→ 新たに農業経営を営もうとする青年等であって、自らの農業経営の目標などを記した「青年等就農計画」を作成し市町村の認定を受けた方のことです。

**各メリット措置の詳細については、
次ページの各担当窓口にお問い合わせください。**

問合せ先一覧

お困りのことがありましたら、いつでもご相談して下さい。

農地中間管理機構・農地集積支援

農地中間管理機構ホットライン

電話 : (直) 03-6744-2151
(受付時間: 平日 9:30~17:00)
E-mail : kikou@maff.go.jp

(担当: 経営局農地政策課)

本省	人・農地プラン	経営局 経営政策課	(直) 03-6744-0576
	新規就農者支援・経営体育成支援事業	経営局 就農・女性課	(直) 03-3501-1962
	金融支援	経営局 金融調整課	(直) 03-6744-2165
北海道農政事務所 (北海道)	人・農地プラン	生産経営産業部 担い手育成課	(直) 011-330-8809
	農地中間管理機構・農地集積支援		
	新規就農者支援・経営体育成支援事業 ・金融支援		
東北農政局 (青森・岩手・宮城・ 秋田・山形・福島)	人・農地プラン	経営・事業支援部 担い手育成課	(直) 022-221-6241
	農地中間管理機構・農地集積支援	経営・事業支援部 農地政策推進課	(直) 022-221-6237
	新規就農者支援・経営体育成支援事業 ・金融支援	経営・事業支援部 経営支援課	(直) 022-221-6217
関東農政局 (茨城・栃木・群馬・ 埼玉・千葉・東京・ 神奈川・山梨・長野・ 静岡)	人・農地プラン	経営・事業支援部 担い手育成課	(直) 048-740-0384
	農地中間管理機構・農地集積支援	経営・事業支援部 農地政策推進課	(直) 048-740-0144
	新規就農者支援・経営体育成支援事業 ・金融支援	経営・事業支援部 経営支援課	(直) 048-740-0394
北陸農政局 (新潟・富山・石川・ 福井)	人・農地プラン	経営・事業支援部 担い手育成課	(直) 076-232-4318
	農地中間管理機構・農地集積支援	経営・事業支援部 農地政策推進課	(直) 076-232-4319
	新規就農者支援・経営体育成支援事業 ・金融支援	経営・事業支援部 経営支援課	(直) 076-232-4238
東海農政局 (岐阜・愛知・三重)	人・農地プラン	経営・事業支援部 担い手育成課	(直) 052-715-5191
	農地中間管理機構・農地集積支援	経営・事業支援部 農地政策推進課	(直) 052-223-4627
	新規就農者支援・経営体育成支援事業 ・金融支援	経営・事業支援部 経営支援課	(直) 052-223-4620
近畿農政局 (滋賀・京都・大阪・ 兵庫・奈良・和歌山)	人・農地プラン	経営・事業支援部 担い手育成課	(直) 075-414-9017
	農地中間管理機構・農地集積支援	経営・事業支援部 農地政策推進課	(直) 075-414-9014
	新規就農者支援・経営体育成支援事業 ・金融支援	経営・事業支援部 経営支援課	(直) 075-414-9055
中国四国農政局 (鳥取・島根・岡山・ 広島・山口・徳島・ 香川・愛媛・高知)	人・農地プラン	経営・事業支援部 担い手育成課	(直) 086-224-9414
	農地中間管理機構・農地集積支援	経営・事業支援部 農地政策推進課	(直) 086-224-9407
	新規就農者支援・経営体育成支援事業 ・金融支援	経営・事業支援部 経営支援課	(直) 086-224-8842
九州農政局 (福岡・佐賀・長崎・ 熊本・大分・宮崎・ 鹿児島)	人・農地プラン	経営・事業支援部 担い手育成課	(直) 096-300-6319
	農地中間管理機構・農地集積支援	経営・事業支援部 農地政策推進課	(直) 096-211-9371
	新規就農者支援・経営体育成支援事業 ・金融支援	経営・事業支援部 経営支援課	(直) 096-300-6377
内閣府 沖縄総合事務局 (沖縄)	人・農地プラン	農林水産部 経営課	(直) 098-866-1628
	農地中間管理機構・農地集積支援		
	新規就農者支援・経営体育成支援事業 ・金融支援		

詳しい情報は、ホームページでご覧になれます。

農水省 人・農地問題

検索